



お済みですか？ 確定申告

所得税および復興特別所得の申告と納税は3月16日(月)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(火)までです。

期限を過ぎますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がございますので、ご注意ください。

徳島税務署の確定申告

【会場】 アステイトくしま

(徳島市山城町東浜傍示一)

【期間】 3月16日(月)まで

(土・日を除く)

【受付時間】 午前9時から午後4時まで

確定申告は便利なe-Taxで

確定申告は大変便利な国税

庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、郵送または電子申告(e-Tax)でお早めにご利用します。



また、確定申告をする必要がない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。期間内に住民税の申告をお願いします。

小松島市役所の住民税申告

【会場】 市役所4階大会議室

【期間】 3月16日(月)まで

(土・日を除く)

【受付時間】 午前8時30分から午後5時まで

【お問い合わせ先】

◎ 徳島税務署

☎ 088・622・4131

◎ 市税務課市民税担当

☎ 32・3821 / FAX 3

3・3401

Mail:shiminzei@city.koma

tsushima.tokushima.jp

国民年金保険料 退職による特例免除

特例免除とは、国民年金保険料算定の際に、審査対象者のうち、退職(失業)された方の所得を除外して審査を行い、保険料納付が免除されるものです。

ただし、退職(失業)者以外の審査対象者に一定以上の所得があるときには、免除が認められない場合があります。

◆手続きに必要なもの

- ◎ 年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ◎ 認め印(本人が署名する場合不要)
- ◎ 雇用保険受給資格者証または離職票などの写し

【お問い合わせ先】

市健康増進課年金担当

(市役所1階③番窓口)

☎ 32・4120 / FAX 3

5・0173

Mail:kenkouzoushin@city.

komatsushima.tokushima.jp

農用地区域除外・編入 申出書の前期受付を 4月1日から開始

市産業振興課では、農用地区域からの除外および農用地区域への編入申出書を前期・後期の年2回に分けて受け付けています。

【前期受付期間】 平日のみ

4月1日(水)～4月30日(木)

【必要な共通書類】

◎ 申出書(除外・編入)

◎ 除外・編入したい土地の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本または写し

◎ 公図の写し

◎ 土地の現況写真および位置図

※ 申出内容によっては、右記以外の書類を、必要に応じて追加で提出いただくことがあります。

【お問い合わせ・申出先】

市産業振興課農林水産振興

担当(市役所4階)

☎ 32・3809 / FAX 3

3・0638

Mail:sangyoshinko@city.k

omatsushima.tokushima.jp

小松島市風致地区内の 建築等の規制について お知らせ

平成27年4月1日より、「小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例」が一部改正され、これまで徳島県の条例に基づき行っていた旗山恩山寺風致地区の建築規制や建築許可等の事務について、市の条例に基づき行うこととなります。

なお、市内のその他の風致地区の建築等の規制については、これまでと同様、金磯弁財天風致地区については小松島市、日峰大神子風致地区については徳島県の窓口でそれぞれ事務を行います。

詳しくは、市都市整備課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市都市整備課(市役所2階)

☎ 32・2118 / FAX 3

3・2104

Mail:toshiseiji@city.komat

sushima.tokushima.jp